写

総庶第１９２０号
令和８年８月１９日

蓮田市教育委員会
教育長　西　山　通　夫　様

蓮田市長　　山　口　京　子

いじめ重大事態に係る調査報告書の再確認及び再発防止措置について（依頼）

標記の件について、令和７年３月２７日付け「蓮田市いじめ問題専門委員会」提出の調査報告書及び被害生徒保護者から提出された調査報告書に対する所見並びに質問事項について、次のとおり対応を求めます。

１　教育委員会に提出された保護者からの所見及び質問事項において、調査報告書における特に事実の正確性や組織運営の透明性に疑義が呈されている内容について、教育委員会において再確認を行い、保護者に説明すること。
２　「蓮田市いじめ問題専門委員会」からの提言に基づく再発防止措置については、その進捗を継続的に確認の上、報告すること。

なお、本通知は、教育委員会に対して一方的に義務を課すものではなく、市長として関係法令及び文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂版）」に基づく適正な対応の確保を期する観点から、具体的には、下記のとおり要請するものです。
教育委員会におかれましては、本趣旨をご理解のうえ、適切にご対応いただけますようお願い申し上げます。

記

１　記載内容の再確認について
「蓮田市いじめ問題専門委員会」の調査において、次に掲げる内容をはじめとして、保護者から教員及び関係者による記録の改ざんや虚偽申告の疑いを持たれていることや質問事項が提起されていることについて、教員、学校はいじめをどのように認知し、それをどのように教育委員会へ報告したか、教育委員会において、当時の関係者の発言、対応に関する事実の再確認をしてください。
(1)　「排除」を伴う具体的事案における教員・学校の認識
(2)　重大事態の認定プロセスと組織内共有の不備
(3)　警察への情報提供内容の正確性

これらの点につきまして、対象となる所見及び質問事項の記載箇所と、調査報告書及び関係資料とを照合のうえ、事実関係を精査してください。

その上で、確認結果を市長まで報告するとともに、教育委員会から直接当該保護者に対し、書面で説明してください。

2　再発防止措置について

「蓮田市いじめ問題専門委員会」からの再発防止に向けた提言を真摯に受け止め、再発防止措置の着実な実施を担保するため、その進捗を確認・管理していくこととします。

教育委員会において、次に掲げる再発防止に向けた取組を進めるとともに、その進捗を確認の上、市長に定期的に報告してください。

実施項目	主体	確認方法（例）
校内組織の整備（いじめ対策委員会の実質化）	各学校（校長）	教育委員会による訪問（年１回）
職員研修の実施（思い込みによらないための事例研修を含む）	各学校・教育委員会	教育委員会へ研修実施記録の提出
いじめ月例報告	各学校→教育委員会	教育委員会による確認・集計
いじめアンケートの実施	各学校	教育委員会へ結果の報告
いじめ問題専門委員会定例会	教育委員会	市ホームページで議事概要の公開
いじめ被害を受けた児童生徒の保護者への経過報告	各学校・教育委員会	報告記録の保管及び提出
本再発防止策についての点検・見直し	教育委員会（教育長）	教育委員会定例会での報告

3　留意事項

・本通知は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びいじめ防止対策推進法に基づく市長の立場から発出するものですが、教育委員会の教育行政上の権限・自主性を尊重するものです。
・保護者への通知書は、教育委員会が独立した行政機関として発出されるものです。市長の通知と混同されないよう、件名、発信者名義、文書番号を明確に区別してください。
・本件情報は、生徒及び保護者の個人情報を含む極めて機微な内容です。関係者以外への漏洩がないよう、適切な情報管理を徹底してください。

【担当】
蓮田市総務部庶務課　遠藤・川島
☎０４８－７６８－３１１１（内線２９６）